

軍を派遣することを表明し、同年12月において派遣部隊は約2,900人に達した。米軍はリベリアにおいて、主に治療施設の建設や医療従事者の訓練施設設置、輸送などに従事している。英国も同年10月、主にシエラレオネに部隊を派遣する意向を表明し、同年12月において派遣部隊は約800人に達した。英軍は治療施設の建設、医療従事者の訓練支援や、ヘリコプターによる人員の輸送などに従事している。このほか、フランス、ドイツ、中国などが軍の要員を、エボラ封じ込めのために派遣した。これらの軍は、現地の封じ込めを効果的に支援する目的で、主に医療活動、医療物資の輸送、現地の衛生要員への教育訓練などを

行っている。WHOは、15（同27）年5月にはリベリアで終息宣言を発出したものの、国際社会のこのような取組は、現在も続けられている。



米軍による医療従事者への訓練【米陸軍HP】

## 第2節 大量破壊兵器の移転・拡散

核・生物・化学 (NBC) Nuclear, Biological and Chemical 兵器などの大量破壊兵器やその運搬手段である弾道ミサイルの移転・拡散は、冷戦後の大きな脅威の一つとして認識され

続けてきた。特に、従来の抑止が有効に機能しにくいテロリストなどの非国家主体が大量破壊兵器などを取得・使用する懸念は、依然として強い。

### 1 核兵器

米ソ冷戦のさ中、62（昭和37）年のキューバ危機を経て、米ソ間の全面核戦争の危険性が認識されるなどし、70（同45）年に発効した核兵器不拡散条約 (NPT) のもと、66（同41）年以前に核爆発を行った国<sup>1</sup>以外の国の核兵器保有が禁じられるとともに、相互交渉による核戦力の軍備管理・軍縮が行われることとなった<sup>2</sup>。

現在、NPTは191の国と地域<sup>3</sup>が締結しているが、かつて核を保有していてもこれを放棄して非核兵器国として加入する国がある一方で<sup>4</sup>、インド、イスラエルおよびパキスタンは依然として非核兵器国としての加入を拒んでいる。また、06（平成18）年10月、09（同21）年5月および13（同25）年2月に核実験の実施を発表した北朝鮮

のように核兵器の開発・保有を自ら宣言している例もある<sup>5</sup>。

09（同21）年4月のオバマ米大統領による、核兵器のない世界を目指すとした演説は、米国自らが、核抑止力を維持しつつ米国の国家安全保障における核兵器の役割を低減させることをはじめ、米露間における第1次戦略兵器削減条約 (START I) に代わる新たな条約の締結、米政府による包括的核実験禁止条約 (CTBT)<sup>6</sup>の批准の追求など、具体的な取組を行う決意を表明したもので、国際社会による核軍縮・不拡散に向けた取組を促すこととなった。

10（同22）年4月には、米露両大統領により START Iに代わる新戦略兵器削減条約の署名が

1 米国、ソ連（当時、現在はロシア）、英国、フランス、中国。ただし、フランスおよび中国のNPT加入は92（平成4）年

2 NPT第6条は、各締約国による誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定

3 15（平成27）年2月現在

4 南アフリカ、ウクライナ、カザフスタンおよびベラルーシ

5 北朝鮮は、93（平成5）年にNPTからの脱退を宣言した後、NPT締約国としてとどまることを約束したが、03（同15）年1月、再びNPTからの脱退を宣言した。05（同17）年9月に採択された六者会合の共同声明において、北朝鮮は、NPTに早期に復帰することを約束したが、その後、3度の核実験実施を発表した。北朝鮮による核実験は、NPTに対する重大な挑戦である。

6 いかなる場所においても核爆発実験を行うことを禁止する条約で、96（平成8）年採択。発効要件国44か国のうち8か国（米国、中国、インド、パキスタン、イラン、イスラエル、エジプトおよび北朝鮮）が未批准。インドネシアは12（同24）年2月、CTBTの批准国となった。米国は10年ぶりの参加となった09（同21）年に引き続き、11（同23）年9月にもCTBT発効促進会議に参加した。

行われ、11（同23）年2月、同条約は発効した<sup>7</sup>。また、13（同25）年6月、オバマ米大統領は、ベルリンで行った演説において、米国の配備済み戦略核兵器のうち3分の1にあたる数量を削減することなどについてロシアと交渉を行っていく考えを表明した<sup>8</sup>。また、英国は10（同22）年10月、「戦略防衛・安全保障見直し」（SDSR）において、保有する核弾頭数を削減するとしている。

一方、核物質その他の放射性物質を使用したテロ活動に対応する、いわゆる「核セキュリティ」分野では、10（同22）年4月にワシントンで第1回の核セキュリティ・サミットが開催され、核テロリズムの脅威を低減させるため、すべての弱い核物質の管理を4年以内に徹底するための措置をとるべきことなどを内容とするコミュニケが採択された。12（同24）年3月にソウルで開催された2回目となる核セキュリティ・サミットでは、核物質の管理、輸送や不正取引、核鑑識<sup>9</sup>など

核セキュリティのために国際社会が取り組むべき課題などを盛り込んだソウル・コミュニケが採択された。また、14（同26）年3月にハーグで開催された第3回核セキュリティ・サミットでは、各国がそれぞれの国内的要請と一致する形で、高濃縮ウランの保有量を最小化し、分離プルトニウムの保有量を最小限のレベルに維持することを奨励するとの踏み込んだ内容を含むコミュニケが採択されている。

このように、国際社会が核軍縮・不拡散へ向け、着実に、大きく前進を始めたことは、国際的な安全保障環境の改善に資するもので、歓迎すべきものである。一方で、中国は保有する核弾頭数を増加させるとともに、運搬手段の開発・配備を行い<sup>10</sup>、核戦力の能力の向上を継続しているとされ、今後、中国を含めた核兵器削減の取組が必要であるとの指摘がある。

## 2 生物・化学兵器

生物・化学兵器は、比較的安価で製造が容易であるほか、製造に必要な物資・機材・技術の多くが軍民両用であるため偽装が容易である。たとえば、海水の淡水化に使用されるろ過器は生物兵器の製造を目的とした細菌の抽出に、金属メッキ工程に使用されるシアン化ナトリウムは化学兵器製造に悪用される可能性がある<sup>11</sup>。したがって、生物・化学兵器は、非対称的な攻撃手段<sup>12</sup>を求める国家やテロリストなどの非国家主体にとって魅力のある兵器となっている。

生物兵器は、①製造が容易で安価、②ばく露から発症までに通常数日間の潜伏期間が存在、③使

用されたことの認知が困難、④実際に使用しなくても強い心理的効果を与える、⑤種類および使用される状況によっては、膨大な死傷者を生じせるといった特性を有している<sup>13</sup>。

生物兵器については、生命科学の進歩が誤用または悪用される可能性なども指摘されており、こうした懸念も踏まえ、たとえば、米国では09（平成21）年11月、生物兵器の拡散やテロリストによる同兵器の使用に対応するための指針を策定し<sup>14</sup>、病原菌や毒素の管理を徹底させる措置<sup>15</sup>をとることとした。

化学兵器については、イラン・イラク戦争中に、

7 同条約は、条約発効後7年までに双方とも配備戦略弾頭を1,550発まで、配備運搬手段を700基・機まで削減することなどを内容とするものである。米国は15（平成27）年4月、同年3月1日現在の数値として、米国の配備戦略弾頭は1,597発、配備運搬手段は785基・機であり、ロシアの配備戦略弾頭は1,582発、配備運搬手段は515基・機であると公表した。

8 ロシア側は本提案に関し、ミサイル防衛、宇宙兵器、非核戦略兵器など戦略的安全性に影響を及ぼす全ての要素も考慮されなければならないと、またさらなる戦略核兵器削減に関する交渉は核兵器を保有する全ての国を含めた多国間の枠組みで行われなければならないとの立場を示している。

9 検出された核物質のほか放射性物質の出所を特定し、不正取引および悪意をもった使用を行った者を訴追するための証拠を提供することを目的としたもの

10 中国の弾道ミサイル開発については、I部1章3節2参照

11 これらの生物・化学兵器の開発・製造に使用しうる関連汎用品・技術は、国際的な輸出管理を行う枠組み（オーストラリア・グループ）の合意に基づき、わが国を含む加盟国の国内法令によって輸出が管理されている。

12 相手の弱点をつくための攻撃手段であって、在来型の手段以外のもの。大量破壊兵器、弾道ミサイル、テロ、サイバー攻撃など

13 防衛庁（当時）「生物兵器対処に係る基本的考え方」（02（平成14）年1月）

14 09（平成21）年11月、生物兵器の拡散やテロリストによる同兵器の使用に対応するための指針である「生物学上の脅威に対する国家戦略」が発表された。オバマ米大統領は10（同22）年1月の一般教書演説で、生物テロや感染症に迅速かつ効果的に対応するための新たなイニシアティブを立ち上げていると述べた。

15 米大統領令（10（平成22）年7月2日）

イラクが、マスタードやタブン、サリン<sup>16</sup>などを繰り返し使用したほか、1980年代後半には自国民であるクルド人に対する弾圧の手段として、化学兵器を使用した<sup>17</sup>。また、さらに毒性の強い神経剤であるVXや、管理が容易なバイナリー弾<sup>18</sup>などが存在していたとされる<sup>19</sup>。また、13(同25)年8月、軍と反政府派が衝突していたシリア・ダマスカス郊外において、サリンが使用された<sup>20</sup>。シリア政府は化学兵器の使用を否定したが、米露合意を受けて化学兵器禁止条約(CWC)に加入した。その後、化学兵器禁止機関(OPCW)の決定<sup>21</sup>および安保理決議<sup>22</sup>に従い、化学剤の国外搬出など国際的な努力が行われ、14(同26)年

8月、米海軍輸送船「ケープ・レイ」で実施されていた廃棄作業が完了した<sup>23</sup>。また、OPCWはイラク・シリアで勢力を拡大するISIL<sup>24</sup>がイラク軍に塩素ガスを使用した可能性を指摘している<sup>25</sup>。

CWCに加盟せず、現在もこうした化学兵器を保有しているとされる国家として、たとえば、北朝鮮がある。また、95(同7)年のわが国における地下鉄サリン事件は、米国における01(同13)年の炭疽菌入り郵便物事案や04(同16)年2月のリシン入り郵便物事案とともに、テロリストによる大量破壊兵器の使用の脅威が現実のものであり、都市における大量破壊兵器によるテロが深刻な影響をもたらすことを示した。

### 3 弾道ミサイルなど

弾道ミサイルは、重量物を遠距離に投射することが可能であり、核・生物・化学兵器などの大量破壊兵器の運搬手段としても使用されるものである。また、いったん発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を有しているため、有効に対処するにはきわめて精度の高い迎撃システムが必要である。

武力紛争が続いている地域に弾道ミサイルが配備された場合、紛争を激化・拡大させる危険性が高く、また、軍事的対峙が継続している地域の緊張をさらに高め、地域の不安定化をもたらす危険性も有している。さらに弾道ミサイルは、通常戦力において優る国に対する遠距離からの攻撃や威

嚇の手段としても利用される。

近年、こうした弾道ミサイルの脅威に加え、テロリストなどの非国家主体にとっても入手が比較的容易で、拡散が危惧される兵器として、巡航ミサイルの脅威も指摘されている<sup>26</sup>。巡航ミサイルは、弾道ミサイルに比べ、製造コストが安く、維持、訓練も容易で、多くの国が製造または改造を行っている。また、命中精度が比較的高く、飛翔時の探知が困難とされている<sup>27</sup>。さらに、弾道ミサイルに比して小型であるため、船舶などに隠匿して、密かに攻撃対象に接近することが可能であり、弾頭に大量破壊兵器が搭載された場合は、深刻な脅威となる<sup>28</sup>。

16 マスタードは、遅効性のびらん剤。タブン、サリンは、即効性の神経剤

17 特に88(昭和63)年にクルド人の村に対して行われた化学兵器による攻撃では、一度に数千人の死者が出たとされる。

18 化学剤の原料となる比較的有害ではない2種類の化学物質を別々に充填した兵器で、発射の衝撃などでこれらが弾頭内で混合され、化学反応が起き、化学剤が合成されるように考案されたもの。当初から化学剤を充填したものに比較して貯蔵、取扱が容易である。

19 09(平成21)年2月、イラクは化学兵器禁止条約(CWC: Chemical Weapons Convention)の締約国となった。

20 「国連シリア化学兵器使用疑惑調査団最終報告書」(13(平成25)年12月12日)

21 OPCW執行理事会特別会合(第33回および34回)

22 国連安保理決議第2118号

23 OPCWによるとサリンやVXガスなど毒性が極めて強い「カテゴリーI」に分類された化学物質600トンが廃棄されたと報告されている(14年(同26)8月19日、OPCW事務局長声明)。また、潘基文国連事務総長は安保理に対して、同年10月22日現在で、シリアの化学兵器の97.8%が廃棄されたと報告している。(同年10月27日安保理議長宛国連事務総長書簡)

24 ISILについてはI部2章1節参照

25 OPCWのウジウムジュ事務局長は15(平成27)年2月10日、2014年10月にISILがイラク兵士に対して塩素ガスを使用したとの通報がイラク当局から寄せられたことを公式に認めた。また、実際に保有したとの証拠はないが、ISILが化学兵器を入手しようとしたとの情報もあると述べている。

26 06(平成18)年7月のイスラエル・レバノン間の紛争において、ヒズボラがイスラエル海軍の艦船を攻撃する際、巡航ミサイルを使用したとされる。また、イスラエルは11(同23)年3月、臨検した貨物船から対艦巡航ミサイル6発などを発見した旨発表している。

27 米議会調査局「巡航ミサイルの拡散」(05(平成17)年7月28日)

28 米国は、中国やイランなどによる弾道ミサイルや巡航ミサイルの開発・配備について、前方展開された米軍部隊を脅かすおそれがあるとして懸念している。

## 4 大量破壊兵器などの移転・拡散の懸念の拡大

自国防衛の目的で購入・開発を行った兵器であっても、国内生産が軌道に乗ると、輸出が可能になり移転されやすくなることがある。たとえば、通常戦力の整備に資源を投入できないため、これを大量破壊兵器などによって補おうとする国家に対し、政治的なリスクを顧みない国家から、大量破壊兵器やその技術などの移転が行われている。大量破壊兵器などを求める国家の中には、自国の国土や国民を危険にさらすことに対する抵抗が小さく、また、その国土において国際テロ組織の活発な活動が指摘されているなど、政府の統治能力が低いものもある。こうした場合、一般に大量破壊兵器などが実際に使用される可能性が高まると考えられる。

さらに、このような国家では、関連の技術や物質の管理体制にも不安があることから、化学物質や核物質などが移転・流出する可能性が高いことが懸念されている。たとえば、技術を持たないテロリストであっても、放射性物質を入手しさえすれば、ダーティボム<sup>29</sup>などをテロの手段として活用する危険があり、テロリストなどの非国家主体による大量破壊兵器の取得・使用について、各国で懸念が共有されている<sup>30</sup>。

大量破壊兵器などの関連技術の拡散はこれまでに多数指摘されている。たとえば、04（平成16）年2月には、パキスタンのカーン博士らにより北朝鮮、イラン、リビアに主にウラン濃縮技術を中

心とする核関連技術が移転されたことが明らかになった。また、北朝鮮は、シリアの秘密裡の核関連活動を支援していたとの指摘もある<sup>31</sup>。

大量破壊兵器の運搬手段となる弾道ミサイルについても、移転・拡散が顕著であり、旧ソ連などがイラク、北朝鮮、アフガニスタンなど多数の国・地域にスカッドBを輸出したほか、中国によるDF-3（CSS-2）、北朝鮮によるスカッドの輸出などを通じて、現在、相当数の国が保有するに至っている。また、パキスタンのガウリやイランのシャハーブ3は、北朝鮮のノドンが基になっているとされている。

大量破壊兵器などの移転・拡散に対して、国際社会の安易に妥協しない断固たる姿勢は、こうした大量破壊兵器などに関連する活動を行う国に対する大きな圧力となり、一部の国に国際機関の査察を受け入れさせ、または、大量破壊兵器など計画を廃棄させることにつながっている<sup>32</sup>。一方、近年では懸念国が大量破壊兵器などを国外に不正輸出する際に、書類偽造、輸送経路の多様化、複数のフロント企業や仲介人の活用などを行い、国際的な監視を回避しつつ、拡散活動を継続していると指摘されている。また、懸念国が、先進国の主要企業や学術機関などに派遣した自国の研究者や留学生などを通じて、大量破壊兵器などの開発・製造に応用し得る先端技術を手に入る、無形技術移転も懸念されている。

## 5 イランの核問題

イランは、NPTのもとでの原子力の平和的利用を掲げ、70年代以降海外からの協力による原子力発電所建設計画を進めてきた。しかし、02（平成14）年、大規模ウラン濃縮施設などの秘密

裡の建設が反体制派組織により暴露され、IAEAの調査を通じて、イランが長期間にわたり、IAEAに申告することなく核兵器の開発につながりうるウラン濃縮などの活動を行っていたことが

29 放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

30 こうした懸念を踏まえ、04（平成16）年4月には、大量破壊兵器およびその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転または使用を企てる非国家主体に対し、すべての国が支援の提供を控え、これらの活動を禁ずる適切で効果的な法律を採択し執行することなどを決定する旨を定めた安保理決議第1540号が採択された。また、07（同19）年7月には「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」が発効している。

31 14（平成26）年1月のDNI「世界脅威評価」は、「北朝鮮が（07（同19）年に破壊された）シリアにおける原子炉の建設を援助したことは、北朝鮮の拡散活動の範囲を示すものである」としている。国際原子力機関（IAEA：International Atomic Energy Agency）は11（同23）年5月、シリアで破壊されたこの原子炉について、IAEAに申告すべき原子炉であった可能性がきわめて高いと評価する旨報告した。

32 リビアは、03（平成15）年3月から、米国および英国と水面下で協議を重ねた結果、同年12月すべての大量破壊兵器計画を破棄し、国際機関の査察を受け入れている。その後、06（同18）年8月には、IAEA追加議定書を批准するなどしている。一方、多国籍軍によるリビアに対する軍事行動を受けて、北朝鮮は11（同23）年3月、リビアにおける大量破壊兵器の破棄方式を、武装解除させた上で軍事的に襲撃する「侵略方式」だと批判した。

明らかとなり、05（同17）年9月には、IAEA理事会がイランの保障措置協定違反を認定した。

09（同21）年9月、イランがIAEAとの保障措置協定に基づく申告義務に従わず、中部コム近郊で新たなウラン濃縮施設の建設を行っていたことが明らかとなった。また、イランは、10（同22）年2月には、医療用アイソトープを製造する研究用原子炉への燃料供給のためとして、ウラン濃度を5%以下から約20%に高めるための濃縮を開始し、11（同23）年12月には、この濃縮作業を前述の新たな濃縮施設でも始めた<sup>33</sup>。こうしたイランの核活動について、IAEAは、ミサイル弾頭開発との関連を含む軍事的側面の可能性<sup>34</sup>があるとの懸念を示すとともに、高性能爆薬を使用した実験との関連が疑われる軍事施設へのIAEA要員の立ち入りを認めないなど、イランがそうした懸念を払拭するために必要な協力を行っていないため、平和利用目的であるとの確証が得られないと指摘している。

国際社会は、核兵器開発の意図はなく、すべての核活動は平和利用目的であるとのイランの主張に確証が得られないとして強い懸念を表明し、累次の国連安保理決議<sup>35</sup>およびIAEA理事会決議の中で、イランがすべての濃縮関連・再処理活動の停止などを行うことを要求している。

この問題に関して、米国や欧州連合（EU）などは、独自の措置を通じてイランに対する制裁を強化した。米国は、11（同23）年12月、イラン中央銀行を含むイランの金融機関と相当の取引を行った第三国の金融機関が米国内で口座を開設・維持することを禁止する規定を盛り込んだ法律を制定

し、EUは、12（同24）年1月、イランからの原油および石油化学製品の輸入禁止措置を開始した。一方、イラン側は、IAEAと未解決問題の解決に向けた協議を開始し、12（同24）年4月には、核問題に関する交渉を行ってきたEU3+3（英仏独米中露）との協議を再開したが、アフマディネジャド前大統領のもとでは大きな進展は見られなかった。

しかし、13（同25）年6月、イランの大統領選挙においてローハニ候補が選出され、新政権が最高指導者ハメネイ師の了解のもと、EU3+3との協議を進めた結果、13（同25）年11月、核問題の包括的な解決に向けた「共同作業計画」（JPOA）の発表に至り、14（同26）年1月から同計画の第一段階の措置の履行が開始された<sup>36</sup>。

これに対し、イスラエルのネタニヤフ首相は13（同25）年11月、イランに濃縮活動を認める内容を含む合意は「歴史的な過ち」と述べるなど、制裁緩和に強く反対する立場を示している。

最終段階を含む包括的措置については、第1段階にかかる措置の6か月間の履行期間が終わる14（同26）年7月20日までの合意を目指していたが、主要な論点について双方の意見に相違があり合意には至らなかった<sup>37</sup>ことから、交渉期限を同年11月24日までの4か月間延長することで合意した。この過程で、米国はイランが保有する遠心分離機の数に対する懸念を表明している<sup>38</sup>一方、イラン側は自国のウラン濃縮能力を大幅に高める必要がある<sup>39</sup>との認識を示している。

その後の協議でもイランが保有を認められるウラン濃縮能力の規模が主要な争点の一つとなった

33 14（平成26）年2月のIAEA事務局長報告は、これまでに、イランは濃度約20%の濃縮ウランを計447kg製造し、うち160kgを六フッ化ウランの形で保管していると見積もっている。また、同年5月のIAEA事務総長報告は、イランが後述の第一段階の措置に従い、計約409kgの濃度約20%の六フッ化ウランを5%未満に希釈または酸化物に転換したとしている。ウラン235の濃度が20%以上のものは高濃縮ウランとされており、一般的には研究目的で使用されている。また、兵器に用いる場合は、同90%以上が一般的とされている。

34 11（平成23）年11月、IAEAは、高性能爆薬の起爆に関する情報の存在など、イラン核計画の軍事的側面の可能性について詳細を列挙した報告書を公表した。

35 06（平成18）年7月採択の国連安保理決議第1696号、同年12月採択の同決議第1737号、07（同19）年3月採択の同決議第1747号、08（同20）年3月採択の同決議第1803号、10（同22）年6月採択の同決議第1929号

36 第一段階の措置は、6か月間にわたり、イランが、(1) 現存する濃度約20%の濃縮ウランの備蓄のうち、半分を酸化物として保持し、残りを5%未満に希釈する、(2) 5%を超えるウラン濃縮を行わない、(3) ウラン濃縮施設や重水炉における活動を進展させない、(4) IAEAによる監視強化を受け入れることなどを実施する見返りとして、EU3+3が限定的な制裁緩和を行うことなどを内容とする。

37 14（平成26）年7月18日にアシュトンEU上級代表とザリーフイラン外相が行った共同会見では「一部の問題に関しては明確な進展があったが、主要な問題を巡る大きな意見の相違があり、主張の隔たりを克服するには更なる時間と努力を要する」との声明を発表した。一方、ケリー国務長官は同日「我々は本協議において具体的な進展を得たが、一部の分野において真の隔たりが存在した。ナタンツの濃縮施設における濃縮能力に関し、真の意見の隔たりがある。最終合意に向けて、この問題は極めて重要である」と発言している。

38 14（同26）年7月15日、ケリー国務長官は「我々は、イランが現在設置している遠心分離機1万9,000基では多すぎるとの考えを極めて明確にしており、今後ともイランに対して圧力をかけていく」と表明している。

39 イランの最高指導者ハメネイ師は旧型の遠心分離器1万基相当の能力を受け入れさせるのが欧米などの狙いと指摘したうえで「わが方の当局者は、遠心分離機19万基相当が必要と言っている。おそらく今年や2年、5年間に必要とならないが、わが国にとって必要不可欠なものだ」と主張している。

と指摘されており、同年11月、ウラン濃縮に関する13(同25)年11月に合意したJPOAの履行を継続することを確認し、最終的な包括的合意に至るための交渉を15(同27)年6月30日まで再延長すると発表した。その後、15(同27)年4月2日、スイス・ローザンヌで行われた協議の結果、「包括的共同作業計画」(JCPOA)の主要な要素について合意に至ったとの発表がなされ、6月30日まで技術的詳細を含むJCPOAの起案作業が行われることとなった。

## 第3節 海洋をめぐる動向

四方を海に囲まれた海洋国家であるわが国にとって、「海洋安全保障」が持つ重要性は極めて大きい。たとえば、わが国はエネルギー資源の輸入を海上輸送に依存しており、海上交通の安全確保が国家の存立にとり死活的な問題となっている。

このような「海洋」というグローバル・コモンスの安定的な利用の確保は、国際社会の安全保障上の重要な課題となっており、関連する国際的な規範<sup>1</sup>の遵守を含め、近年、関係各国の海洋をめぐる動向が注目されている。

### 1 東シナ海・南シナ海における「公海自由の原則」をめぐる動向

国連海洋法条約(UNCLOS)は、「公海における航行の自由」や「公海上空における飛行の自由」の原則を定めている<sup>2</sup>。しかし、わが国周辺、特に東シナ海や南シナ海を始めとする海空域などにおいては、既存の国際法秩序とは相容れない独自の主張に基づき、自国の権利を一方的に主張し、または行動する事例が多く見られるようになっており、これらの原則が不当に侵害されるような状況が生じている。

東シナ海においては、近年、公海における航行の自由や公海上空における飛行の自由の原則に反するような行動事例が多数見られている。11(平成23)年3月、4月および12(同24)年4月には、東シナ海において警戒監視中の海自護衛艦に対して、中国国家海洋局所属とみられるヘリコプターなどが近接飛行する事案が発生している。また、13(同25)年1月、東シナ海を航行していた海自護衛艦に対して中国海軍艦艇から火器管制レー

ダーが照射された事案や、中国海軍艦艇から海自護衛艦搭載ヘリコプターに対して同レーダーが照射されたと疑われる事案が発生している。さらに、14(同26)年5月および6月には、東シナ海上空を飛行していた海自機および空自機に対して中国軍の戦闘機が異常に接近するといった事案も発生している。

また、中国政府は、13(同25)年11月23日、尖閣諸島をあたかも「中国の領土」であるかのような形で含む「東シナ海防空識別区」を設定し、当該空域を飛行する航空機に対し中国国防部の定める規則を強制し、これに従わない場合は中国軍による「防衛的緊急措置」をとる旨発表した。こうした措置は、東シナ海における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、不測の事態を招きかねない非常に危険なものであり、わが国として強く懸念している。また、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害

<sup>1</sup> たとえば、「国連海洋法条約(UNCLOS)」(正式名称「海洋法に関する国際連合条約」)は、海洋の利用・開発とその規制に関する国際法上の権利義務関係を包括的に定めており、82(昭和57)年に採択され、94(平成6)年に発効した(わが国は96(同8)年に批准)。

<sup>2</sup> UNCLOS第87条第1項(a)および(b)